ピア・チューター制度について

京都工芸繊維大学では、修学上の支援が必要と認められた障害のある学生のための支援制度として、２０１７年度、「ピア・チューター」制度を立ち上げました。

ピア・チューターとは、障害等により修学上の様々な困難を抱える本学学生を、授業や大学生活上においてサポートする本学学生を指します。つまり、学生による学生の支援制度です。

本学には、現在、身体や精神の障害、対人関係、不安、抑うつ等様々な事情により、大学生活になんらかの困難を強く感じている学生（障害学生）がいます。これらの学生に対する支援は、従来は、同じ研究室や課外活動団体等の友人がボランティアとして自主的に支援することや、授業においては、ティーチング・アシスタントを配置してサポートを行ってきた経緯があります。

こういった従来の支援の形も継続しつつ、ピア・チューター制度、つまり一定のトレーニングを受けた学生を大学が雇用して障害学生に対する支援を行う制度を設けました。

また、障害学生自身もピア・チューターとして、障害学生の支援や、支援チームの運営、ピア・チューターの養成といった支援活動に積極的に参加いただきたいと考えています。

ピア・チューターは、大学の規定に基づいて大学との間で雇用契約を結び、業務に従事した時間に応じて給与が支払われます。

また、支援活動を行ったピア・チューターは、学長名の活動証明書の発行を申請することができます。この証明書は、就職活動や奨学金申請等において、大学での支援活動の実績を説明する資料となります。

さらに、ピア・チューターとして正式に登録した学生には、大学が加入している国立大学法人総合損害保険が適用され、支援活動中の万が一の事故に備えています。

なお、ピア・チューターとしての活動に際しては、アクセシビリティ・コミュニケーション支援センターの専門教員がスーパーバイズを行い、円滑な活動をサポートします。